

古座川町キャンプ場整備運営事業公募仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、古座川町が発注する「古座川町キャンプ場整備運営事業」に適用するものとする。

2 目的

旧和歌山県ふるさと定住センター跡地において、古座川町（以下「町」という。）が所有する敷地及び施設（以下「対象地」という。）を一体的に活用し、町の来訪者に対して豊かな自然の中で快適な滞在時間を提供する施設を整備運営する民間事業者の提案を募集し、対象地の魅力の磨き上げや町の活性化を目指すものです。

3 事業概要

(1) 事業名称 古座川町キャンプ場整備運営事業

(2) 事業区域

①所在地 古座川町直見 212

②対象地 事業者による利活用可能な範囲（図1）

敷地全体面積約 3 万㎡

4 事業方式

事業者は、対象地を町から借地したうえで、必要な施設を設計・建設し、運営事業を行う。

(1) 契約方法

①基本協定

優先交渉者は、契約の締結に先立って、本事業の円滑な遂行を果たすための基本的義務に関する事項、優先交渉者の本事業における役割に関する事項等を規定した基本協定を町と締結する。

優先交渉者に協力者がある場合は、代表事業者と協力事業者との連名にて締結する。

なお、基本協定の締結により、優先交渉者を本事業の事業者として決定する。

また、納付金についても、その算定基準を規定するものとし、その基準は、原則として企画提案書において優先交渉者が提案したものとする。ただし、やむを得ない場合については、変更を認めることがある。

②公有財産貸付契約の締結

基本協定に基づき、財産の貸付に関する権利義務を規定した公有財産貸付契約を締結する。

なお、本契約は町と事業者（10年更新）とする。

(2) 契約期間満了時の取扱い

契約期間満了時には、原則更地での返還とする。ただし、町と事業者が双方合意した場合、建物等の残置を認めることとする。

(3) 損害賠償

事業者が協定書に定める義務の不履行等によって、町に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を、損害賠償として町に支払うこととする。

(4) 関係法令の遵守

本事業の実施及び提案書の提出にあたり、事業者は、関係法令等（法律、政令、条例、規則、要綱等）を遵守すること。

5 事業に関する打ち合わせ

事業者決定後に、事業実施に必要な打ち合わせ協議を実施する。

本事業の円滑かつ適正な業務遂行のため、進行状況を随時報告するとともに打ち合わせ記録を作成し、提出するものとする。

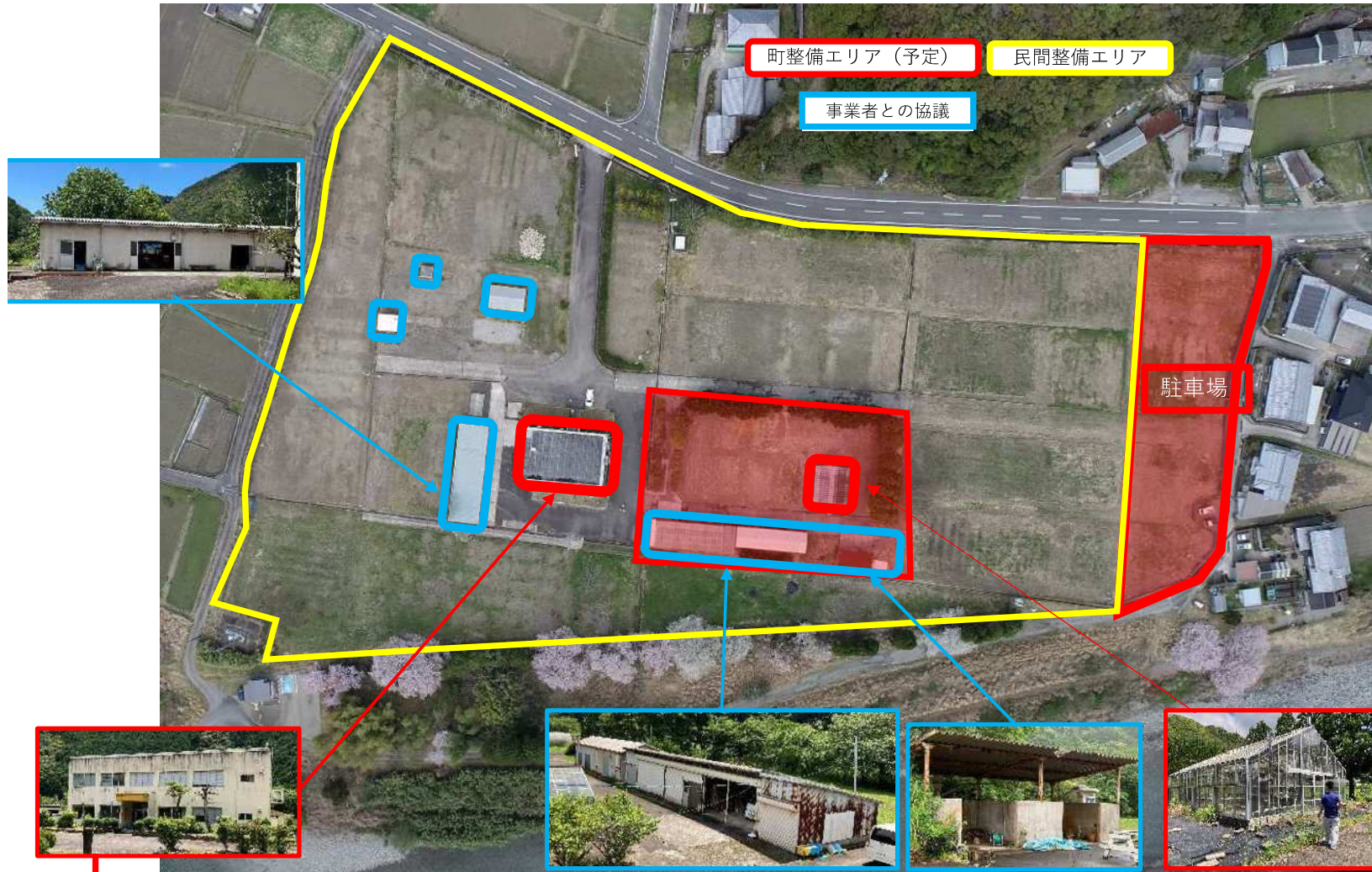
6 仕様書の変更等

(1) 本仕様書の記載事項で変更する必要があるときは、町と事業者協議のうえ、変更することができるものとする。

(2) 本仕様書に記載されていない事項および記載内容に疑義が生じたときは、町・事業者協議のうえ、決定するものとする。

図 1

和歌山県東牟婁郡古座川町直見212
面積 約3万㎡



※H23年紀伊半島大水害時床上1.3m浸水